

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年5月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 CoCoLo長岡

所在地 新潟県長岡市城内町一丁目611番1

設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）JR東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 小竹 宏行 新潟県新潟市中央区笹口一丁目9番1

（変更後）JR東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 中川 裕司 新潟県新潟市中央区笹口一丁目9番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 小島 専吉 新潟県新潟市中央区有明大橋町3-30 他11者

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 小島 英資 新潟県新潟市中央区有明大橋町3-30 他14者

3 変更年月日

(1) 令和7年6月26日

(2) 令和8年4月1日 他

4 変更理由

小売業者の代表・住所・社名の変更、小売業者の出店及び退店 他

5 届出年月日

令和8年5月12日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年5月26日から令和8年9月26日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp